

○国土交通省告示第六百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道203号山本地区歩道整備工事（佐賀県唐津市山本字高原地内から同市山本字小森地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県唐津市山本字高原、字中尾、字日出来、字東山及び字小森地内
- 2 使用の部分 佐賀県唐津市山本字高原、字中尾、字日出来及び字小森地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県唐津市山本字高原地内から同市山本字小森地内までの延長730mの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道203号山本地区歩道整備工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道203号（以下「本路線」という。）は、唐津市を起点とし、多久市、小城市を經由して佐賀市に至る延長約48kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、九州旅客鉄道山本駅（以下「山本駅」という。）前を通過し、周辺には住宅、中・高等学校等が存することから、地域住民の日常生活、通学等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、歩道等が整備されていないことから、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）は、路肩又は車道の通行を余儀なくされ、交通事故の危険にさらされるなど安全かつ円滑な交通が確保されていない状況にある。

また、現道は2車線の道路であるが、山本駅前には右折車線が整備されておらず、山本駅への右折車両が本線に滞留することにより直進車両の走行が阻害され、交通渋滞が生じている状況にある。

さらに、佐賀市方面へ向かう下り線側にはバス停車帯が設置されているが、バス停車帯として必要な加速・減速車線長が確保されていないことから、また、唐津市方面へ向かう上り線側にはバス停車帯が設置されておらず、路線バスが停車時に本線車道へはみ出していることから、円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

本件事業の完成により、歩道が整備され、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、右折車線及びバス停車帯が整備され、本線交通流の円滑化が図られることから、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年10月及び平成24年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）及び環境省レッドリストにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、佐賀県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づき、歩道、右折車線及びバス停車帯の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、山本駅がある東側を拡幅して施工する案（以下「申請案」という。）のほか、西側を拡幅して施工する案及び両側を拡幅して施工する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は取得必要面積は中位であるが移転対象物件数が最も少ないこと、残土量が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、歩道、右折車線及びバス停車帯が整備されていないことから、できるだけ早期に歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、唐津市山本区長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県唐津市役所